

令和元年（ワ）第172号，令和2年（ワ）第216号，令和3年（ワ）第181号 違法行為差止請求事件

原 告 和田廣治 外

被 告 久和 進 外

第2〇準備書面

—再度の求釈明の申立て—

2022年（令和4年）3月9日

富山地方裁判所 民事合議C係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 岩淵正明

外



第1 はじめに一本書面の目的

本件訴訟の主要な争点は、被告らが本件原発の再稼働ないし再稼働を前提とした行為を行うことが善管注意義務・忠実義務違反にあたるかどうかである。

原告らはこれまで、原発は未曾有の被害をもたらすリスクがあること、また事故に関係なく原発の運転自体に膨大な費用がかかり、他方で再エネにかかるコストは年々減少傾向にあること、脱原発を望む世論や持続可能な開発という社会的な要請に反していることといった点を踏まえてなお、本件原発の再稼働を決定した被告らの判断に善管注意義務・忠実義務違反があると主張している。

被告らは、新規制基準適合性確認審査の判断を踏まえて本件原発を再稼

働させるのであれば上記義務違反はないと考えているものと思料される。しかしながら、原告第21準備書面で主張する通り、新規制基準自体不合理であり、これにより適合性が確認されたとしても、原発の安全性が担保されるものではない。また、原告第17準備書面で主張したように、新規制基準は避難計画（第5の防護レベル）を審査に含んでいないため、取締役らが自ら避難計画の内容について十分な検討をする義務があるといえる。そのため、新規制基準を満たしている点のみをもって善管注意義務や忠実義務違反が否定されるものではない（仮に新規制基準を満たすとしても、再稼働させるかどうかの判断は、経済性、世論や世界的潮流等の諸般の事情を踏まえてなされるべきものである）。

これまで原告らは、本件原発の再稼働にあたり考慮されたであろう事情のうち、とくに本件原発の安全性に関する多数の求釈明を行ってきたが、被告らはそれすら実質的な回答や資料の提出を避けている。

そのため、本書面は、被告らに対し、改めて、これまでの釈明事項について回答や客観的資料の提出を求めるものである。

第2 被告らの回答及び客観的資料提出に対する責務

本件原発の安全性に関する資料や再稼働の判断過程に関する資料は、被告らや補助参加人が保有しており、証拠が偏在している。そのため、本件原発の再稼働を判断した過程について、厳格な主張立証責任を一般の株主である原告方に負わせることは著しく公平性を欠いている。

また、被告ら自身が、善管注意義務及び忠実義務の内容を、「社内の専門的知見を有する者からの報告、情報、意見や社外の信頼すべき公的専門機関やそこに所属する専門家の判断、見解、更には監督官庁の指導などを踏まえ」、「それらの意見等を尊重し」、「これらに依拠して業務を執行」することであると主張しており、原告らはこれらの判断に必要な事項について

釈明を求めているに過ぎない（原告第9準備書面第1に詳述）。

被告らが善管注意義務及び忠実義務違反を否定するのであれば、本件原発の安全性に関する資料や再稼働の判断過程に関する資料を提出する必要があり、また被告らにとって資料の提出は容易なことである。

これらの事情からすると、被告らには、原告らの求釈明に対する回答や客観的資料の提出をする責務があるといえる。そのため、原告らからの求釈明に対し、真摯に、回答や客観的資料の提出をすべきである。

第3 原告らからの再度の求釈明の申立て

1 これまでの被告の釈明に対する回答の状況

原告らからの求釈明事項及び被告らの回答の状況を、「(別紙) 求釈明に対する被告の対応」にまとめた。

ほとんどが本件原発の再稼働を決するに当たって最重要事項である原発の安全性に関する求釈明であるが、これについても被告らは実質的な回答をしていない。

そこで、原告らは、同別紙にて太枠で囲っている事項について、被告らに対し、改めて回答及び客観的資料の提出を求める。

なお、これらの求釈明事項について、争点との関連性や回答の必要性については、原告の各準備書面にて詳述しているため、ここでは省略する。

2 取締役会議事録及び配布資料の開示の必要性

(1) 原告らは、過去のある時点（の取締役会）において被告らによってなされた本件原発の再稼働の判断が、取締役の善管注意義務等に違反することを主張し、被告はそれを否定している。

それにもかかわらず、原告からの求釈明においても、必要不可欠な基礎的資料である取締役会議事録、配布資料及びその資料の基礎とな

った資料などが一切提出されていない。

(2) また、これまで、被告らは株主総会決議について、本件原発の再稼働の是非について株主が適切に判断するための情報を与えないまま決議を獲得してきたといえる。その株主総会決議をするには、取締役会での検討が必要であるところ、取締役会にてどのような検討が行われたかが明らかにならなければ、取締役の業務執行内容を確認することはできない。

とくに、請求の趣旨に記載のある本件原発の運転・核燃料購入・核燃料搬入・代替高圧注水設備設置・代替残留熱除去設備設置に関する判断が行われた取締役會議事録・本件原発2号機の新規制基準適合性審査の申請を行うことを決定した取締役会における議事録及び配布資料については、検討吟味する必要性は格別に高い。

さらに、被告が答弁書にて取り上げている第90回ないし第95回の株主総会の議案を決議した取締役會議事録の提出も不可欠である。

被告らが業務の執行において、どのようなものをふまえてどのような判断を下したのかを確認するためには、取締役會議事録を確認するほかなく、本件争点との関係で不可欠であるといえる。

(3) 以上の通り、取締役會議事録、配布資料及びその資料の基礎となつた資料は、本件争点との関係で必要不可欠であり、原告らは、これらの資料の提出について強く求める。

第4 文書提出命令申立ての予定

原告らは、上記の通り、被告らに再度釈明を求めているが、被告らより回答や資料の提出がない、または回答や客観的資料の提出が不十分な場合には、文書提出命令の申立てを行う予定である。

以上

(別紙) 求釈明に対する被告の対応

※なお、下線部は資料の提出を求めている部分。

原告から求釈明	被告からの回答	原告からの追加の求釈明	被告からの回答
原告第1準備書面（2019.10.21付）	原告第5準備書面（2020.2.26付）		
1 2011年3月11日から現在まで北陸電力の取締役、執行役員、監査役又は原子力本部長の地位にあった者が、北陸電力又はその子会社から本件原発に関連する工事の発注を受けた取引先又はその関係者から金品等を受領した事実の有無及びその内容	関連性・必要性について補足。少なくとも北陸電力が主張する「儀礼的な範囲」を超えるか否かの判断基準については、取締役等や取引先等の情報を含むものではなく、回答できない理由がないから、明らかにすべき。		
2 役員や原子力部門の幹部合わせて16人を対象に聞き取り調査を行い「儀礼的な範囲を超える金品を受け取っていなかった」という北陸電力の調査結果において、①調査対象とした16人の役職名及び氏名及び②「儀礼的な範囲を超える」か否かの具体的な判断基準（金額、内容等）			
原告第4準備書面（2019.12.13付）	被告準備書面（2）（2020.2.26付）		
第1「原発事故のリスク」（答弁書第3章第1(1)、第2の1(1)）について			
1 · 原発事故のリスク評価について 被告ら及び北陸電力は、「重大事故のリスク評価すら行っていない」などとする原告らの主張は事実に反すると主張するが、「安全性向上対策」が講じられた本件原発において重大事故の発生に至る可能性の有無及び可能性がある場合はその確率を明らかにされたい。	PRA（確率論的リスク評価モデル）の高度化を継続して実施中。福島第一原発事故を踏まえた各種安全対策により、出力運転時、停止時のいずれのPRAモデルにおいても、炉心損傷頻度が大幅に低減したことを確認（同書面第1の1）。		
2 · 福島第一原発事故を踏まえた安全強化策について 被告ら及び北陸電力は、本件原発については福島第一原発事故を踏まえた安全強化策を実施したとし、これにより「同事故のような事態」が発生することはないと断言するが、具体的にはどのような事態のことか、明らかにされたい。	「平成23年福島第一・第二原子力発電所事故を踏まえた他の発電所の緊急安全対策の実施について（指示）」（平成23・03・28原第7号）、「平成23年福島第一原子力発電所事故を踏まえた他の原子力発電所におけるシビアアクシデントへの対応に関する措置の実施について（指示）」（平成23・06・07原第2号）という指示を網羅するとともに、防潮堤の構築等一層の信頼性向上を図った（同書面第1の2）。		
第2「使用済核燃料を発生させること」（答弁書第3章、第2の1(2)）について			
1 使用済核燃料の再処理工場の稼働見通しが立っていない現状において、本件原発を再稼働する場合には使用済核燃料の一時保管量を増えることを想定しなければならない。 そこで、北陸電力は、本件原発稼働により発生する使用済み核燃料をいつ中間貯蔵施設に搬出すると想定しているのか明らかにされたい。	日本原燃株式会社の再処理工場（青森県上北郡六ヶ所村）において再処理することとしており、「中間貯蔵施設」に搬出することは予定していない（同書面第2の1）。		
2 使用済核燃料を中間貯蔵施設に搬出するまでの間は、使用済核燃料を本件原発の原子炉建屋内にある貯蔵施設（核燃料プール）内に保管することになるが、核燃料プールに貯蔵し続けた場合、何年程度で貯蔵容量の上限に達することが見込まれるか（何年でいっぱいになるか）、明らかにされたい。	本件1号機については約10年間、本件2号機については約16年間、継続運転した場合に生じる使用済核燃料を保管できる余裕あり（同書面第2の2）。		
3 使用済核燃料を原子炉建屋内にある貯蔵施設（核燃料プール）内に保管する場合の1年当たりの費用を明らかにされたい。 併せて、使用済核燃料を中間貯蔵施設において保管する場合の1年あたりの費用についても明らかにされたい。	「中間貯蔵施設」への搬出は予定していない（同書面第2の3）。		
第3「回収の見通しが立たない膨大なコスト」（答弁書第3章、第2の1(3)）について			
1 志賀原発2号機の安全対策費（答弁書24頁）について、幅のある金額ではなく、具体的に回答されたい。	1千億円台の後半（同書面第3の1）。		
2 被告ら及び北陸電力は、志賀原発2号機の安全対策費として1千億円台の後半を見込んでいること及び北陸電力が本件原発において特定重大事故等対処施設の設置を予定していることを認めている（答弁書24頁）。 そこで、本件原発において設置予定の特定重大事故等対処施設及び工事計画の内容、工事費用並びに当該費用が上記「1千億円台の後半」に含まれているか否かを明らかにされたい。	特定重大事故等対処施設の工事費は含んでいない。同施設の内容は検討段階であり、また核物質防護上公開していない。工事費も未定（同書面第3の2）。		
3 北陸電力は、志賀原発1号機については、原子力規制委員会に対し審査の申請をしていないが、いつ申請をする予定か、また、いつからいつまでの何年間、その間の稼働率何%で運転できるものと計算して、採算がとれると判断しているのかを明らかにされたい。	本件2号機を優先しており、2号機の新規制基準適合性確認審査が終わり次第、本件1号機の審査の申請を行う。1号機の運転期間、稼働率等は未定（同書面第3の3）。		
4 東日本大震災から8年以上経過し、その間、安全対策費の大幅な増加等の要因により、原子力発言のコストの考え方は大きく変わっている。現状では、志賀原発における原子力発電の発電コストは何円／kwであると試算しているか。 その試算方法（算定の際に考慮した費目の内訳、各費目の金額及び金額の算定根拠）とともに明らかにされたい。 同じく、火力、水力、風力、太陽光発電の核発電方法の発電コストは何円／kwであると試算しているか。その試算方法（算定の際に考慮した費目の内訳、各費目の金額及び金額の算定根拠）とともに明らかにされたい。	平成27年5月「長期エネルギー需給見通し小委員会に対する発電コスト等の検証に関する報告」において、2014年モデルプラントにおける電源別の発電コストが示されている（同書面第3の4）。		

	5	北陸電力は、志賀原発1号機、2号機それぞれについて、いつまで運転を行う計画なのか。また、運転が終了すれば廃炉にすることとなるが、廃炉に必要な費用をいくらと見込んでいるのかを可能な限り具体的な内訳とともに明らかにされたい。	1号機は平成5年7月30日、2号機は平成18年3月15日に営業運転開始し、原子炉等規制法によれば、使用前検査に合格した日から40年運転できるとされており、1回限り20を超えない期間を延長できるとされている。廃炉措置に要する費用は、平成30年度末時点で1号機が約504億円、2号機が約767億円（同書面第3の5）。		
		第4「再生可能エネルギー導入の機会損失」（答弁書第3章、第2の1(4)）について			
	1	被告ら及び北陸電力は、「平成30年7月3日に閣議決定されたエネルギー基本計画においては、原子力発電について、『運転時には温室効果ガスの排出もないことから、安全性の確保を大前提に、長期的なエネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源である。』（乙7の19頁）とされている。」と主張するが、本件原発が運転を停止したことにより北陸電力の電力供給にいかなる問題が生じたのかを検討したことがあるのか否か、検討したことがある場合、その検討結果をすべて明らかにされたい。	平成23年6月5日に電力需給対策本部を設置し、種々の対策を実施。電力広域的運営推進機関より「電力需給検証報告書」で見通しが公表され、この報告書を踏まえて、電力需給に係る対応が審議、公表されている（同書面第4）。		
	2	1において、電力供給に問題が生じたとの検討結果が出たとする場合、ベースロード電源とされる各種電源それぞれの発電電力量構成割合（自社小売需要に対する構成比）をどのように設定すれば問題が生じないか検討したことはあるか、検討したことがある場合、その検討結果をすべて明らかにされたい。			
		第5「電力供給に問題はないこと」（答弁書第3章、第2の1(5)）について			
	1	被告ら及び北陸電力は、「補助参加人における予備率7ないし8パーセントの状況は、予備力40万キロワット程度に過ぎず、『電力供給には全く問題がない状況である。』（訴状11頁）とはいえない。」と主張するが、北陸電力の考える電力供給に問題がない予備率は何パーセントか。その根拠とともに明らかにされたい。	総合資源エネルギー調査会基本政策分科会電力需給検証小委員会や電力広域的運営推進機関の述べるような前提に立っている（同書面第5の1）。		
	2	北陸電力管内において、2018年度夏及び冬、2019年度夏の各時期における予備率が最小となった日の各発電施設の稼働状況（割合）について、発電施設ごとの最大稼働能力及び実績値を示して明らかにされたい。	2018年度：夏の予備率最小日は2018年7月2日、予備力は40万キロワット、予備率は8.5%。冬の予備率最小日は2019年1月8日、予備力は39万キロワット、予備率は8.9%。 2019年度：夏の予備率最小日は2019年8月5日、予備力は36万キロワット、予備率は7.1%（同書面第5の2）。		
		第6「世論と北陸電力の社会的責任」（答弁書第3章、第2の1(6)）について			
		下記①～③の事実ないし主張について否認ないし争う趣旨か、個別に明らかにされたい。 ①北陸電力は、市民生活及び企業活動に欠かせない電気を供給する、北陸地方を代表する会社であること ②北陸電力は、世論を無視することは許されないこと ③北陸電力は、持続可能な開発を行うことが社会的責任として要請されること	電気を供給する会社であることは事実であるが、その余は本件訴訟の争点と関連性なし（同書面第6）。		
		原告第7準備書面（2020.2.26付）	被告準備書面(3)（2020.5.20付）		
	1	被告金井が述べた「変な判決」とは、四国電力伊方原子力発電所3号機の運転を差し止めた令和2年1月17日の広島高等裁判所における仮処分決定のことか。	善管注意義務・忠実義務違反を基礎づける具体的な事実でないから反論等の必要なし。		
	2	上記1を肯定する場合、同仮処分決定が「変な」決定であるとはどのような趣旨か。	なお、被告金井の発言は、四国電力伊方発電所3号機運転差止め仮処分抗告審決定（2020年1月17日決定）について（同書面第2）。		
	3	被告金井は、意に沿わない裁判所の判断には従わないつもりであるのか。			
		原告第9準備書面（2020.11.30付）一善管注意義務及び忠実義務に関する主張の補充及び求釈明の申立て一	被告準備書面(5)（2021.3.10付）	原告第12準備書面（2021.5.31付）	被告準備書面(6)（2021.9.22付）
		第2 原発事故のリスク			原告第12準備書面に対しては、いずれも回答の必要性なし。
	1	福島第一原発事故の原因が未解明であること			
	(2)求釈明				
	①	地震動により電源盤が破損したり配管が破断したりした可能性がないかどうかを検討したか。いつ検討したか。	そもそも「福島第一原発事故の原因が未解明である」とする主張は事実に反し、求釈明の前提を欠く。	原告第9準備書面求釈明①と②の検討はいつしたのか。 原子力規制委員会の中間報告書（2014年10月8日）を根拠としているためおそらく同日よりも後に検討したのであろうが、同日より後のいつ、検討したか。	
	②	国会事故調報告書、田中三彦論文、伊東良徳論文、木村俊雄論文は検討したか。いつ検討したか。	また、配管や電源について、耐震補強工事や電源の強化等を実施している（同書面第2の1(2)ア）。	上記の検討を、取締役会で検討したか。未解明の問題があることについて取締役会で報告がなされたか。	
	③	②の結果、①をどのような理由でどのように基礎づけたか。いつ結論づけたか。		地震動による重要配管破断の可能性や電源盤機能喪失がなかったとの結論は、いつ出したか。	
	④	本件原発で福島第一原発と同様の事故が発生しないかどうかを検討したか。いつ検討したか。	平成23年3月18日及び同年4月8日に、本源原子力発電所の「安全強化策」を公表し、平成25年9月までに実施した。安全強化策の一部	被告らは、2011年3月と同年4月の時点で、福島第一原発事故（電源機能及び冷却機能の喪失）の原因を何と考へているのか。それがどうのうか根拠	

	⑤ 検討の結果、どのような理由でどのように結論づけたか。いつ結論づけたか。	また、新規制基準施行に先立ち、平成26年6月17日本件原子力発電所における「安全性向上施策」も公表（同書面第2の1(2)イ）。	に基づく判断か。
2 福島第一原発事故による甚大な被害の実態と本件原発における予測	(2)求釈明		
① 本件原発でどのような過酷事故が発生する可能性があるのかを検討したか。また、取締役会議事録、配布資料及びその資料の基礎となった資料も求める。			①本件原発で、②重大事故に至るおそれがある事故が発生すること、④重大事故が発生すること、⑤格納容器が破損すること、⑥大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他テロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊が発生することについて、それぞれ、本件原発においてそのような事態が発生する可能性があるかどうかを検討したか。
② いつ検討したか。どのような資料に基づいて検討したか。また、取締役会議事録、配布資料及びその資料の基礎となった資料も求める。		新規制基準の重大事故等対策を踏まえ、各事態を想定して重大事故等対策を講じている（同書面第2の2(2)ア）。	②いつ検討したか。どのような資料に基づいて検討したか。 ③検討した結果、どのような結論となったか。
③ 検討した結果、どのような結論となったか。また、取締役会議事録、配布資料及びその資料の基礎となった資料も求め る。			
④ 想定した事故が発生した場合の放射性物質の飛散状況、住民の避難予想、地域住民の健康や生活、企業の経済活動に対する被害等を検討したか。また、取締役会議事録、配布資料及びその資料の基礎となった資料も求める。		原子力災害対策指針を踏まえ、各事態を想定して防災対策を講じており、国や地方公共団体と連携して、原子力災害対策の強化に取り組んでいる（同書面第2の2(2)イ）。	④本件原発において発生する可能性があると被告らが検討し結論づけた重大事故毎に、又は被告らが「想定」したとされる「事態」（上記1(2)の④ないし⑥）毎に、それぞれ、放射性物質の飛散範囲と線量の予測、住民の避難予測（避難時間、避難ルート、避難の遅れ等）、地域住民の健康や生活、企業の経済活動に対する被害等を、検討したか。
⑤ SPEEDIの飛散シミュレーションの内容、石川県及び富山県の原子力防災計画（避難計画）の内容を検証したか。また、取締役会議事録、配布資料及びその資料の基礎となった資料も求める。		原子力規制委員会は、「緊急時における避難や一時移転等の防護措置の判断にあたって、SPEEDIによる計算結果は使用しない」としており、原告らの主張は前提を欠く。	⑤SPEEDIの飛散シミュレーションの内容を検証したか。また、石川県及び富山県の原子力防災計画（避難計画）の内容を検証したか。
⑥ 上記⑤の検証により、原子力防災計画（避難計画）の問題点を把握したか。その計画により避難が遅れたまたは避難できなかった住民がどれほど発生し、どれほどの損害が発生するかを試算したか。また、取締役会議事録、配布資料及びその資料の基礎となった資料も求める。		防災計画は、国、地方公共団体、事業者がそれぞれ作成するもので、事業者が国や地方公共団体の防災計画を検証するものではない。	⑥上記⑤の検証により、原子力防災計画（避難計画）の問題点を把握したか。その計画により避難が遅れたまたは避難ができなかった住民がどれほど発生し、どれほどの損害が発生するかを試算したか。
⑦ 上記④ないし⑥はいつ検討・検証したか。どのような資料に基づき検討・検証したか。また、取締役会議事録、配布資料及びその資料の基礎となった資料も求める。		補助参加人は、自ら原子力事業者防災業務計画を作成、防災訓練を実施、国や地方公共団体の防災対策にも適切に協力（同書面第2の2(2)ウ）。	⑦上記④ないし⑥はいつ検討・検証したか。どのような資料に基づき検討・検証したか。 ⑧検討した結果、どのような結論となったか。いつ結論づけたか。
⑧ 検討した結果、どのような結論となったか。いつ結論づけたか。また、取締役会議事録、配布資料及びその資料の基礎となり た資料も求める。			
3 原発事故のリスク評価			
(1)善管注意義務及び忠実義務の内容→(2)求釈明			
① 出力運転時及び停止時の各PRAモデルにおける本件原発の格納容器機能喪失頻度（CFF）		重大事故等対策を考慮しない状態での出力運転時内部事象PRAにおいて、炉心損傷頻度を約 5.8×10^{-6} /炉年、停止時PRAにおいて燃料損傷頻度を約 4.3×10^{-6} /定期検査と評価（同書面第2の3(2)ア）。	
② 外部事象PRAモデルにおける本件原発の炉心損傷頻度（CDF）及び格納容器機能喪失頻度（CFF）		重大事故等対策を考慮しない状態での地震PRA及び津波PRAについて、イベントツリーに基づく事故シナリオの分類を実施し、有効性評価の対象とする事故シナリオに追加する事故シナリオがないことを確認（同書面第2の3(2)イ）。	
4 他の原子力事業者の原発事故によるリスク			
(2)求釈明			
① 他の原子力事業者の原発の事故発生確率。また、取締役会議事録、配布資料及びその資料の基礎となった資料も求める。		(必要性なし)	
② 他の原子力事業者の原発事故が北陸電力に与える影響。また、取締役会議事録、配布資料及びその資料の基礎となり た資料も求める。			
5 本件原発の敷地内活断層の活動性が否定できないこと			
(2)求釈明			
① 福島第一原発事故以後検討した追加調査の内容やその検討過程（検討段階から実施まで外された項目等がある場合はそ の理由）。また、取締役会議事録、配布資料及びその資料の基礎となりた資料も求める。		平成24年から平成25年にかけて原子力規制委員会に対し、敷地内断層に係る調査報告書を提出。活動性については、新規制基準適合性確認審査において審議され、補助参加人で追加調査を実施。これら	原告第9準備書面①・②について改めて具体的な釈明を求める。

キナ　原告第12準備書面16頁の図1から6頁までの期間の間係オヌ取締役会

	<p>② 本件原発敷地内の活断層に関し、専門家へ意見聴取をした時期、被告らにおいて活動性がないと判断した時期、その判断に至るまでの検討過程や判断の根拠。 また、<u>取締役会議事録、配布資料及びその資料の基礎となった資料</u>も求める。</p>	<p>の調査、分析により得られたデータを踏まえ、敷地内断層が新規制基準にいう「将来活動する可能性のある断層等」に該当しないことを確認（同書面第2の5(2)ア）。</p>	<p>④、<u>取締役会議事録、配布資料及びその資料の基礎となった資料</u>などの提出を求める。</p>
	<p>③ 本件原発の真下で断層がずれた場合の施設に与える影響の検討の有無、内容。 また、<u>取締役会議事録、配布資料及びその資料の基礎となった資料</u>も求める。</p>	<p>新規制基準の内容及び各種調査、分析により得られた様々なデータ等を踏まえ、新規制基準にいう「将来活動する可能性のある断層等」に該当しないことを確認（同書面第2の5(2)イ）。</p>	<p>③敷地内断層がずれた場合の施設に与える影響に関する検討の有無を問うたものであるが、被告らは、敷地内断層の「将来活動する可能性のある断層等」の該当性に言及するのみで、求釈明について一切答えていない。再度釈明を求める。</p>
	<p>④ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律・同規則・その他の新規制基準の内容に関する検討の有無。 また、<u>取締役会議事録、配布資料及びその資料の基礎となった資料</u>も求める。</p>	<p>新規制基準の内容及び各種調査、分析により得られた様々なデータ等を踏まえ、新規制基準にいう「将来活動する可能性のある断層等」に該当しないことを確認（同書面第2の5(2)イ）。</p>	<p>④被告らの釈明のみでは当該検討内容や検討時期などが不明確であり、無回答に等しい。関係する<u>取締役会議事録、配布資料及びその資料の基礎となった資料</u>などの提出を改めて求める。</p>
	<p>⑤ 有識者会合の意見ではなく、3名の専門家の意見を採用とした根拠。 また、<u>取締役会議事録、配布資料及びその資料の基礎となった資料</u>も求める。</p>	<p>有識者会合のメンバーの意見は、科学的に問題があり、新規制基準にも指摘していないため。なお、「3名の専門家」の見解のほか、ピア・レビュー会合で明らかになった評価書案の問題点や補助参加人自身が実施した調査、分析により得られたデータ等を踏まえている（同書面第2の5(2)ウ）。</p>	<p>必要不可欠な基礎的資料である<u>取締役会議事録、配布資料及びその資料の基礎となった資料</u>などが一切提出されていない。これらの資料の提出を改めて求める。</p>
	<p>⑥ 有識者会合のメンバー及び北陸電力が挙げる上記専門家以外の専門家の意見について、検討の有無及び内容。 また、<u>取締役会議事録、配布資料及びその資料の基礎となった資料</u>も求める。</p>	<p>有識者会合のメンバー及び北陸電力が挙げる上記専門家以外の専門家の意見について、検討の有無及び内容。 また、<u>取締役会議事録、配布資料及びその資料の基礎となった資料</u>も求める。</p>	<p>必要不可欠な基礎的資料である<u>取締役会議事録、配布資料及びその資料の基礎となった資料</u>などが一切提出されていない。これらの資料の提出を改めて求める。</p>
	<p>⑦ 敷地内断層や富来川南断層等の周辺断層の活動性に関する渡辺満久教授（東洋大学）の見解、意見に対する検討の有無及び内容。 また、<u>取締役会議事録、配布資料及びその資料の基礎となった資料</u>も求める。</p>	<p>渡辺満久教授は、平成27年11月20日のピア・レビュー会合で書面でコメントを提出し、評価書案の考え方に対し「非常に大きな疑問がある」と述べている。補助参加人は渡辺教授の論文を参照し、引き続き原子力規制委員会との間で審議が行われることになる（同書面第2の6(2)エ）。</p>	<p>取締役会議事録、配布資料及びその資料の基礎となった資料などが一切提出されていない。これらの資料の提出を改めて求める。</p>
6 使用済み核燃料プールの危険性	(2)求釈明		
	<p>① 福島第一原発事故を踏まえ、本件原発の核燃料プールに危険が生じる可能性のある事象（自然災害やテロ等）としてどのようなものを検討したか。検討したのであればその事象に対してどのような対策を講じたのか。 また、<u>取締役会議事録、配布資料及びその資料の基礎となった資料</u>も求める。</p>		
	<p>② 福島第一原発の事故を踏まえ、本件原発の使用済み核燃料プール、使用済み核燃料プール冷却施設及び計装計について、耐震性を上げるために工事をしたか否か。耐震性を上げるために工事をしたのであれば、その時期と内容。 また、<u>取締役会議事録、配布資料及びその資料の基礎となった資料</u>も求める。</p>		
	<p>③ 福島第一原発の事故後、使用済み核燃料プールの安全性を維持（メンテナンス）していくための対策として、原発の運転経験のある技術者を雇い入れていたか否か。雇い入れたとすれば何人雇い入れたのか。 また、<u>取締役会議事録、配布資料及びその資料の基礎となった資料</u>も求める。</p>	(必要性なし)	
	<p>④ 再処理工場へ搬出する見通しが立っていない現状において、本件原発内で保管する使用済み核燃料が増え続けることが予想されるが、保管する核燃料が増加することに対し対策を検討したか否か、検討したのであればどのようなリスクを想定し、どのような対策を講じたのか（あるいは講じる予定なのか）。 また、<u>取締役会議事録、配布資料及びその資料の基礎となった資料</u>も求める。</p>		
第3 原子力発電事業に要するコストについて（回収の見通しが立たない膨大なコスト）			
1 善管注意義務及び忠実義務の内容			
2 使用済み核燃料の処分に関する検討			
(3)求釈明			
	<p>① 使用済み核燃料を核燃料プールに保管する場合に要する1年間あたりの費用（現在の費用及び核燃料プールの容量が上限に達した場合の費用の両方）についての検討の有無及び内容。 また、<u>取締役会議事録、配布資料及びその資料の基礎となった資料</u>も求める。</p>		
	<p>② 六ヶ所再処理工場が計画通りに稼働しない場合、または稼働しても本件原発にて発生した使用済み核燃料の全部またはその一部の受け入れを断られる場合、本件原発の核燃料プールの容量が上限に達する場合、それぞれの対処方法及びそれに要する費用についての検討の有無及び内容（なお、原告第4準備書面第2第3項で同趣旨の求釈明するも、回答なし）。 また、<u>取締役会議事録、配布資料及びその資料の基礎となった資料</u>も求める。</p>	(必要性なし)	
3 安全対策費に要する費用に関する検討			
(3)求釈明			

	① 本件原発2号機について、特定重大事故等対処施設に要する費用について、試算の有無及び内容。 また、取締役会議事録、配布資料及びその資料の基礎となった資料も求める。	(必要性なし)		
	② 本件原発1号機について、安全対策費及び特定重大事故等対処施設に要する費用について、試算の有無及び内容。 また、取締役会議事録、配布資料及びその資料の基礎となった資料も求める。			
4 再稼働又は撤退する場合の損益予測に関する検討				
(3) 求査明				
① 本件原発1・2号機の採算について、福島第一原発事故以前の試算結果（稼働率、稼働期間、撤退時期を含む。）に関する検討の有無及び内容。 また、取締役会議事録、配布資料及びその資料の基礎となった資料も求める。				
② 福島第一原発事故後の上記試算結果の変更に関する検討の有無及び内容。 また、取締役会議事録、配布資料及びその資料の基礎となった資料も求める。				
③ 経済産業省作成の2014年度モデルプラントにおける発電コストと比較した、本件原発1・2号機それぞれに固有の事情に関する検討の有無及び内容。 また、取締役会議事録、配布資料及びその資料の基礎となった資料も求める。				
④ 福島第一原発事故後の本件原発固有の発電コスト及び他発電の発電コストの試算の有無及び内容（複数時期がある場合はすべて）。 また、取締役会議事録、配布資料及びその資料の基礎となった資料も求める。	(必要性なし)			
⑤ 上記④の試算における本件原発の安全対策費の内訳。 また、取締役会議事録、配布資料及びその資料の基礎となった資料も求める。				
⑥ 本件原発1・2号機において、再稼働を断念する条件（稼働機関、稼働率、発電コストなど）についての検討の有無及び内容。 また、取締役会議事録、配布資料及びその資料の基礎となった資料も求める。				
⑦ 廃炉費用について、経済省令の計算方法に基づく引当金見積額以外に、本件原発固有の事情に基づいた廃炉費用額の検討の有無及び内容。 また、取締役会議事録、配布資料及びその資料の基礎となった資料も求める。				
⑧ 本件原発にて発生した使用済み核燃料を六ヶ所再処理工場が引き受けってくれない場合の廃炉費用の検討の有無及び内容。 また、取締役会議事録、配布資料及びその資料の基礎となった資料も求める。				
第4 再生可能エネルギー導入の機会損失				
1 太陽光・風量の導入拡大について				
(2) 求査明				
① 太陽光・風力のエネルギー安全保障や環境面でのメリット並びに世界及び我が国における低コスト化の進行状況等を踏まえて、太陽光・風力へのエネルギー転換をせずに、本件原発を再稼働することの経営上の合理性の有無を検討したことがあるか及びあればその各時期と各内容。 また、取締役会議事録、配布資料及びその資料の基礎となった資料も求める。	(必要性なし)			
② 過去10年間に行った当該各年から将来にわたる、北陸電力における太陽光・風力の発電コスト(kWh)の各試算内容。 また、取締役会議事録、配布資料及びその資料の基礎となった資料も求める。				
2 水力の電源構成比率の高さについて				
(2) 求査明				
① 水力が発電時に温室効果ガスを排出しないベースロード電源であり、現状、北陸電力における電源構成比率の30%近くを占めており、2030年度まで、さらなる発電量拡大も見込まれていることを踏まえて、本件原発を再稼働しなくとも、実質的に、経済産業省が「あるべき姿」とするエネルギー需給構造を達成することが可能であるかを検討したことがあるか及びあればその内容。 また、取締役会議事録、配布資料及びその資料の基礎となった資料も求める。	(必要性なし)			
② 北陸電力において原発を再稼働しない場合における2022年度及び2030年度の水力の電源構成比率の各見込み（乙10の18頁参照）。 また、取締役会議事録、配布資料及びその資料の基礎となった資料も求める。				
第5 世論と北陸電力の社会的責任				
2 求査明				

① 北陸電力は、市民生活及び企業活動に欠かせない電気を供給する、北陸地方を代表する会社であること ② 北陸電力は、世論を無視することはできないこと ③ 北陸電力は、持続可能な開発を行うことが社会的責任として養成されること	(必要性なし)		
原告第10準備書面（2020.12.21付）—大阪地裁大飯原発判決に関する追加主張及び求訟明一			
① 本件原発の基準地震動を策定するにあたっての地震モーメントの算定方法。また、取締役会議事録、配布資料及びその資料の基礎となった資料も求める。			
② 本件原発の基準地震動を策定する際、地震調査結果に基づき設定した震源断層面積を経験式に当てはめて計算された地震モーメントをそのまま震源モデルにおける地震モーメントの値としたか。また、取締役会議事録、配布資料及びその資料の基礎となった資料も求める。			
③ 震源断層面積を経験式に当てはめて計算された地震モーメントをそのまま震源モデルにおける地震モーメントの値とした場合、例えば、経験式が有するばらつきを考慮するために、当該経験式の基礎となったデータの標準偏差分を加味するなどの方法により、実際に発生する地震の地震モーメントが平均値より大きい方向にかい離する可能性を考慮して地震モーメントを設定する必要があるか否かということを検討したか。また、取締役会議事録、配布資料及びその資料の基礎となった資料も求める。			
原告第13準備書面（2021.9.22付）—関電・中電との供給契約の終了一			
(1) 関電、中電との前記供給契約の内容を明らかにされたい、なお内容に変更があればその全部、さらに契約書を開示されたい。また、取締役会議事録、配布資料及びその資料の基礎となった資料も求める。	被告2021.12.6付意見書		
(2) 関電、中電に対する上記供給契約による供給電力ないしは電力量を毎年毎に明らかにされたい。また、取締役会議事録、配布資料及びその資料の基礎となった資料も求める。	争点との関連性なし		
(3) 関電、中電により上記供給契約により支払われた維持管理費の総額と、内訳を各年毎に明らかにされたい。また、取締役会議事録、配布資料及びその資料の基礎となった資料も求める。			
(4) 上記供給契約の解消により、2号機再稼働に与える影響を改めて取締役会で検討したか。された場合は、その際の検討の内容を明らかにされたい。また、取締役会議事録、配布資料及びその資料の基礎となった資料も求める。			
(5) 上記供給契約の終了を本年6月の株主総会で報告されなかった理由を明らかにされたい。また、取締役会議事録、配布資料及びその資料の基礎となった資料も求める。			